

※金融機関の審査により、融資の可否・金額が決定されます。

金融機関への事前の相談をおすすめします。

- ①融資係宛に申込書、必要書類を郵送する。
※いただいた書類は返却しません。レターパックライトとチェックリストの同封をお願いします。
※不明点等ありましたら、事前に電話(03-5984-2673)でご確認ください。
- ②要件等の確認後、紹介票を発行し、順次郵送します。
- ③紹介票と必要書類をもって金融機関へ融資を申し込んでください。

■ 主な必要書類等

※書類は返却しませんので、押印のある書類以外は全てコピーをお送りください。
事業の様態や組織形態等により、その他の書類が必要となる場合があります。

	個人事業主	法人
1	申込書(HP からダウンロードしてください) 実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書(税務署または青色申告会の受付印のあるもの、電子申告の場合、受信通知の添付のあるもの。税務署の受付が確認できない場合は、所得税(個人)・法人税の納税証明書(その 2)が必要です。)と決算書類一式(別表、決算書、勘定科目内訳明細書等含む)練馬東税務署 03-6371-2332 練馬西税務署 03-3867-9711 ・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書の控え ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)の控え	※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
3	住民税・軽自動車税の領収書等 ・ 1月1日(1~6月中は前年1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4~6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	法人住民税の納税証明書 ・ 都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません。) ※ 収益事業を行っていない NPO 法人等は、免除を受けている証明書が必要です。 ●練馬都税事務所:03-3993-2261
4	印鑑(実印または認印一スタンプ印は不可)	法人の代表印(実印)
5	住民票(練馬区に住民登録がある方は不要) ※発行から3か月以内のもの	履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの ※住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請を行っていること
6	有効な許認可証・開設届等(飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ) ※住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請を行っていること。	
7	設備資金に関する見積書または支払前の請求書・契約書(作成業者の社名、宛名、発行日、金額内訳等のあるもの)	
8	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し(練馬区に住民登録がある方は不要)※最新情報のもの	
9	※必要に応じ 返信用レターパックライト(返送先の住所をご記入ください)、郵送用チェックリスト(HP からダウンロードしてください)	

■ 貸付種類

※詳しくはホームページやパンフレットをご覧ください。
※デジタル化・イノベーション等支援特別貸付、団体貸付・商店街整備資金貸付・街づくり事業協調貸付は別の申込書です。

貸付種類と申込資格要件	資金限度額※2(資金使途)	据置期間※3	金利利用者負担	区負担
普通貸付	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
〈商店会加入者優遇措置〉	500万円※上項限度枠内	6か月	0.4%	1.6%
小規模企業小口貸付	2,000万円	6か月	0.9%	1.1%
〈商店会加入者優遇措置〉	500万円※上項限度枠内	6か月	0.4%	1.6%
新旧債務一本化貸付	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
景気対策特別貸付※1	1,500万円	12か月	0.2%	1.8%
地球温暖化等環境対策特別貸付※1	500万円(設備資金)	6か月	0.2%	1.8%
アニメ産業特別貸付※1	1,000万円	6か月	0.2%	1.8%
災害貸付	500万円	12か月	0.4%	1.6%
年末短期貸付 ※受付期間:10月~11月	300万円(運転資金)	1か月	0.4%	1.6%

※1 特別貸付では、信用保証料の半分を補助します。 ※「小規模企業小口貸付」では東京都の半額補助を利用できる場合あり。
 ※2 同一貸付種類の返済残高を含んだ上限額。「景気対策特別貸付」は名称変更前の「不況対策特別貸付」の返済残高を含む。
 ※3 貸付期間(据置期間を含む)は、貸付金額1千万円以下では84か月(7年)以内、1千万円超では120か月(10年)以内。
 ※「年末短期貸付」では11か月以内。